5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	401,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,578

（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

第５の２を次のように改める。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	6,600
		⑵　オホーツク海の海域	52,000
		⑶　太平洋の海域	101,000
2	ずわいがに	⑴　A海域	2,751
		⑵　B海域	29
		⑶　D海域	375
		⑷　E海域	423

㈱　操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。

第６の２の⑴、⑸及び⑺を次のように改める。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	32,000
岩手県	5,000
三重県	3,000

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	21,000
静岡県	19,000
三重県	43,000
和歌山県	12,000
島根県	23,000
高知県	9,000
長崎県	25,000
宮崎県	16,000
鹿児島県	17,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	31
山形県	59
新潟県	337
富山県	28
石川県	349
福井県	207
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の４に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。